

板橋区監査委員慶弔等規程

平成19年12月27日監査委員決定

板橋区監査委員の慶弔等に関わる規程に関し、必要な事項を定める。

【経費の支出】

第1条 経費の支出は、委員交際費による。

【対象範囲及び金額】

第2条 対象範囲及び金額は、下表に定めるとおりとする。

弔慰金	対象者	本人	
	監査委員	10,000円	花輪
	区議会議員	10,000円	花輪
	教育委員・選挙管理委員 農業委員	10,000円	花輪
	都議会議員（板橋区選出）	5,000円	
	特別職	10,000円	花輪
	元監査委員	10,000円	花輪
	元特別職	10,000円	花輪
	区議会議員待遇者	5,000円	

病気見舞金	対象者	本人
	監査委員	10,000円
	区議会議員	5,000円
	教育委員・選挙管理委員 特別職	5,000円

2 病気見舞金は、概ね1週間以上の入院又は2週間以上の自宅療養の場合とする。

3 災害見舞金は、弔慰金対象者において火災等の災害が発生した場合、弔慰金（本人）に定める額を支出することができる。

【交際費の公開、公表】

第3条 交際費の支出に関わる公開請求があったときは、「東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）」に基づき、公開するものとする。

2 交際費の支出の状況は、板橋区のホームページにおいて公表するものとする。

【その他】

第4条 この規程に定めがない事項で、監査委員が特に必要と認める場合は、別途協議のうえ決定する。

付則 この規程は、平成20年1月1日から施行する。